

令和6年度 学校経営方針

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

一人一人の個性や能力を生かす教育を推進し、凜として気品のある、他とともにより良く生きる、未来を創造する生徒の育成を目指して、次の目標を定める。

- 自主・自律
- 共生
- 未来の創造

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

学校の教育目標を達成するため、教職員が教育に対する熱意をもち、一丸となって生徒の可能性を伸ばす教育実践を行う。

<目指す生徒像>

- 豊かな心をもち、いつでも気持ちの良い挨拶ができる生徒
- 主体的に学習に取り組み、個性を生かし多様な人々との協働ができる生徒
- 豊かな創造性を備え、未来を拓く主体性のある生徒

ア 新たな学びの実現・探究の充実に関する方針

- (ア) 主体的に身近な道具としてタブレット端末を活用する授業の充実を図るとともに、学習者用デジタル教科書等を活用した生徒主体の新たな学びの展開、探究学習の充実、学習履歴等の教育データ活用など、教師のICT活用能力の向上を図る。
- (イ) 生涯にわたって学び続けるための意欲・態度や生きて働く知識・技能等の資質・能力を育むため、主体的・対話的で深い学びの視点から、生徒主体の新たな学びを進める。
- (ウ) 探究的な見方・考え方を働かせ、教科横断的な探究学習「シブヤ未来科」を通して、目的や根拠を明らかにしながら課題を解決し、主体的・自律的・創造的に自己の生き方を見つけようとする態度を育てる。
- (エ) グローバル社会で活躍する力を育成するため、A L T等の環境を活用して英語力、世界を見据えた見方・考え方を育てる教育の一層の充実を図る。

イ 安心・安全に挑戦できる教育環境についての方針

- (ア) 全ての人の人権を尊重する基本的な精神を養うとともに、あらゆる偏見や差別意識の解消を目指し、人権教育の充実を図る。
- (イ) 人種、性別、年齢、障がいの有無などにより差別されることのない多様性を尊重する教育の充実を図り、「ダイバーシティ&インクルージョン」を推進する。
- (ウ) 健やかな体を育成するために、食育を推進するとともに、運動の楽しさや喜びを分かち合い、心身のバランスのとれた成長を図る。
- (エ) いじめ・暴力行為・不登校の課題に適切に対応するため、学校、家庭、地域、警察等の関係機関と連携した取組を行う。特にいじめについては、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校の取組を強化し、最優先で取り組む。
- (オ) 自尊感情を育て倫理観を培い、公德心や思いやり、寛容などの道徳性を養うため、考え議論する道徳教育について一層の充実を図る。
- (カ) 権利や義務、責任を重んじ、社会貢献への意欲を培うため、社会体験、自然体験、

ボランティア活動や交流活動などの一層の充実を図る。

- (キ) 危機対応能力を育成するために、メディア・リテラシーを含むセーフティ教室や防犯訓練、避難訓練等の活動の充実を図る。

ウ 校務DX（働き方改革）への取組についての方針

- (ア) 行事等の精選やペーパーレス化に取り組み、よりよい授業の構築のため、校務支援システム等のICT活用の運用改善を図り、働き方改革を推進する。
- (イ) 部活動の地域移行や部活動指導員の活用促進等の部活動改革により、教員の業務負担軽減を図る。

エ コミュニティー・スクールに関する方針

- (ア) 学校経営方針を共有し、学校と保護者、地域住民が一体となって児童・生徒を健全に育成していくため、地域の教育力を活用し、社会に開かれた教育課程を進めるとともに、地域学校協働本部の充実を図る。
- (イ) 学校運営の改善・充実を図るために、保護者や学校関係者による学校評価を充実し、学校運営協議会に諮るなど、これらの評価を適切に活用する。
- (ウ) 保護者や地域住民の積極的な教育参加の機会を増やすために、広報誌やウェブサイト、学校公開等による広報活動を積極的に行う。

オ 特色ある教育活動についての方針

- (ア) 教科教室型システムを活用した授業展開を推進するとともに、少人数指導、個別指導計画に基づく指導等、個に応じた多様な教育の充実を図る。
- (イ) 夢や意欲をもち、自分の未来を切り拓いて生きていくために、職場体験学習等を充実させるとともに、発達段階に応じたキャリア教育の充実を図る。
- (ウ) 学力向上や健全育成に関わる教員の授業力、資質・能力の向上を図るため、計画的に研修の機会を設定する。
- (エ) 創意工夫ある教育活動を充実させるために、渋谷区に拠点を置く企業や大学、パラスポーツ競技団体等と協議して、様々な取組を実行していく。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- (ア) 全教科において新たな学び・探究の充実に向けた学びを実践するために基礎的・基本的な知識・技能の定着と、思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、主体的・対話的で深い学びを取り入れた授業を推進する。その実現に向け、身近な道具としてタブレット端末などのICT機器を活用し、主体的・協働的に学習ができるよう学習過程や授業の改善に取り組む。
- (イ) 教師が資料を提示するだけでなく、生徒一人一人が自らの学びに合わせてタブレット端末を主体的に操作し、アプリケーションソフト(学習者用デジタル教科書、キュビナ、inspirehigh等)を活用しながら生徒の意見や考えを共有する学習活動を展開することを通して、自分で課題を設定し、解決に向けて取り組もうとする生徒主体の学びを推進する。その実現に向け、生徒の学習の取組を可能な限り電子化し、いつでもその様子が見られるような教育データの活用を促すとともに、ICT機器の利便性について理解できるように取り組む。また、授業で使用するワークシートについては、デジタルワークシートへ積極的に移行する。
- (ウ) 英語及び数学指導の充実を図るため、全学年において習熟度別少人数指導を実施し、個に応じた指導の充実を図る。個々の習熟度を把握し、学習内容の定着と発展的な学習内容への挑戦意欲の向上を図るため、ICT機器等を効果的に活用しながら、探究的な学び、個別最適な学びを推進する。英語では、GTECを行

い、各自の学習定着度合いを知り、オンライン英会話や国際交流活動を通して新たに課題を見付け、課題解決を行う。また、理数分野に対する興味・関心を高めるとともに、STEAM 教育を推進するなどして、数学的・科学的思考やものづくりへの意欲を育む理数授業の充実を図る。

- (エ)実技教科では基礎的な知識や技術、体力などを身に付けるとともに、創造力や感受性を伸ばす。また、陸上競技大会、音楽会、展覧会などの連合行事を通して体力づくりや作品制作に取り組み、心身のバランスのとれた成長を促す。

イ 特別な教科 道徳

- (ア)「特別の教科 道徳」の時間を要し教育活動全体を通じて、自他の生命と人権を尊重する態度、思いやりのある豊かな人間性を育て、自尊感情及び規範意識や社会性を備えた、国際社会で生きる主体性のある生徒を育成する。
- (イ)「特別の教科 道徳」において、自ら考え他者と議論する授業展開を工夫するとともに適切な評価を行い、生徒の道徳的価値への理解を高める。また、タブレット端末のアプリケーションソフトを効果的に活用し、他者の意見を踏まえた上で自分の意見を発信するなど、工夫した授業展開を行う。
- (ウ)よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うために、身近な題材を取り上げ、一人一人が自分のことだけでなく全体のこととして捉えられるよう、物事を広い視野から多面的・多角的に考えようとする態度を育てる。

ウ 総合的な学習の時間(シブヤ未来科)

- (ア)総合的な学習の時間では、日常生活や社会の中で湧き上がる疑問や関心に基づいて自ら課題を見付け、そこにある具体的な問題について情報を収集し、その情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組み、明らかになった考えた意見などをまとめ・表現し、そこからまた新たな課題を見付け、更なる問題の解決を始めるといった探究的な学習活動を発展的に繰り返す。
- (イ)総合的な学習の時間では各教科で身に付けた知識・技能を生かし、教科横断的な学習を推進する。学習内容については、それぞれの学年でテーマを設定する。設定されたテーマを学習するにあたり自ら設定した課題を解決し、最終的には発表する取組を考える。発表に向け、班活動を積極的に取り入れ、話し合い活動を充実させる。そして、他者の意見を参考にし、自分の考えを振り返ることができるようにする。発表活動については、年2回(前期、後期)以上、土曜公開授業時に行う。
- (ウ)ICT 機器を使用した取組では、情報収集や資料作成を重点項目とする。インターネットを使用して得られた情報については、信頼できる情報かどうかを吟味し、ネットリテラシーについて啓発する。

エ 特別活動

- (ア)学級活動では、集団生活を送る上での基礎となる望ましい人間関係を形成することのできる学級となるよう、係活動に責任感を意識できる取組を展開する。
- (イ)生徒会活動では、生徒の主体的な活動を重視するとともに、地域社会との連携を図り、ボランティア活動への自主的・実践的な態度を養う。また、異学年交流の機会を増やし、あらゆる場面で連携がとりやすいような場面を設定する。
- (ウ)学校行事では、生徒の創意工夫を生かした自主的な取組を重視し、生徒一人一人の達成感を高め、学校への所属感や連帯感を育てる。

- (エ)学級活動、生徒会活動、学校行事においては、集団活動や体験的な活動を通して自発的・自治的な態度を育成し、集団の中で自己を生かす能力を養う。
- (オ)自己の生き方を見つめ、将来の進路や社会とのかかわり方を主体的に考えられるよう、3年間を見通したキャリア教育を計画的に進める。また、生徒自身がキャリア発達の過程を客観的に把握することができるよう、タブレット端末を効果的に活用しながら整理する。
- (カ)人権教育の一環としての SNS 等による誹謗・中傷や人権侵害等の問題に対する指導など「いじめ防止」の取組を充実させ、「いじめはどんな理由があってもいけないこと」と理解し、全ての生徒が安心して通える学校づくりに取り組む。

(2) 特別支援教育

- (ア)通常の学級に在籍する、特別な支援を必要とする生徒について、区教育委員会の支援検討委員会や巡回相談チーム、関係諸機関や専門家等と連携し、支援や相談の充実を図る。
- (イ)全ての生徒の自立と社会参加を目指し、介助員や学習支援員、スクールカウンセラーや特別支援教室専門員との連携を密にし、アセスメント資料やICT機器等を活用して、個に応じた指導の充実を図る。また、通常学級、明星学級の指導を充実させ、連続性のある多様な学びの場の充実を図るとともに、「渋谷区交流及び共同学習ガイドライン」の活用を促し、通常学級と明星学級との交流や、特別支援学校との副籍交流の実践を推進する。
- (ウ)特別支援教室を開室し、拠点校と連携しながら個別指導及び少人数指導による自立活動を推進する。
- (エ)スポーツ交流や共同作業など教育活動における様々な機会をとらえ、通常の学級と特別支援学級との交流を具体的に進める。また、特別支援学校と連携し、副籍をもつ生徒との交流を計画的に進め、相互理解を深める。

(3) 創意ある教育活動

- (ア)メディアセンターの掲示物等の学習環境を整備しながら、教科教室型システムのメリットを生かし、新たな学びと探究の充実の実現に向けて、個に応じた学習形態、生徒を中心とした学習指導法の更なる改善を図る。
- (イ)情報リテラシーの育成を含め、将来、社会のためにデジタル技術を適切かつ積極的に活用できる能力を育てるデジタル・シティズンシップ教育を推進するとともに、タブレット端末等のICT機器の効果的な利活用について研究に取り組み、授業公開の実施や学校ホームページ等を通して、広く地域・保護者に対して活用状況や成果等を発信する。
- (ウ)生徒自身が自らの学びに合わせ、コミュニケーション・ツールを効果的に活用しながら、他者の考え等を吟味し、自分の考えを深めたり発展させたりする学習活動を設定する。
- (エ)通常学級の生徒と明星学級の生徒が活動を共にするプレイタイムを通して、社会性や豊かな人間性を育み、相互理解や多様性を尊重する心を育てることを目的として、交流活動を活性化させる。
- (オ)校内研修(TLD)を月1回程度設定する。内容項目として、教員の資質・能力向上とする。学級経営や授業方法に悩んでいる教員を見過ごさないために、情報交換を中心に行い、OJTを積極的に取り組む。
- (カ)校務改善の一環としてペーパーレス化を推進し、職員会議等ではタブレット上の電子データを活用しながらICTを活用した校務の効率化を目指す。また、ク

クラウドを活用した校務の効率化を実現するために Home&School を活用しながら、欠席生徒の把握、保護者に対する学校評価アンケートの配信などを実施する。

- (キ) グループや個人といった様々な学習形態に対応することができる自由に学習できたり、必要に応じて発表ができるたりするようなスペースを確保する。また、インターネット環境を整備し他の場所とつながるようにする。
- (ク) 生徒が登校する意識を高めるために、学校生活の意義などを自分で考える学習活動に取り組む。「学校生活が楽しい」「先生に認められる」など、学校生活に対して前向きになるように考えさせる。また、学校生活を送る中で困ったことがあった際に、すぐに先生や大人に相談ができるように ICT 機器を使用する。

(4) 生活指導

- (ア) 人権教育やデジタル・シティズンシップ教育を通して SNS 等による誹謗・中傷や人権侵害等の問題について理解し、自他の人権や自分と異なる立場・意見等を尊重する寛容な心を育み、誰もが安全・安心に通える学校を実現する。基本的な生活習慣や規範意識、礼儀やあいさつの指導を徹底するとともに、人間性豊かで思いやりのある生徒を育成する。
- (イ) 薬物乱用防止、SNS 等に関わるトラブルなどに対応するためセーフティ教室を実施し、家庭・関係諸機関との連携を図る。さらに、インターネットやスマートフォンに関して策定した「自主ルール」に継続的に取り組み、タブレット PC の効果的な活用方法や情報モラル教育を通して情報活用能力の育成を図る。
- (ウ) いじめや不正を許さない正しい倫理観や正義感を育てることを目指し、教員に対してはいじめ防止に関する研修を年に 3 回以上実施する。
- (エ) 渋谷区いじめ防止等対策推進条例や渋谷区いじめ防止基本条例に基づき、校内に「学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめ、暴力、不登校、虐待等の未然防止や早期発見、早期解決、事実確認を最優先で取り組めるよう組織的に対応する。また、「いじめと学校生活」に関するアンケートを隔月実施する。年に 3 回いじめをテーマにした授業を行うとともに、日常的な生活指導や行動観察、授業規律の確立や人間関係の構築を重点的に取り組む。また、生徒会活動において発表会をもつなどして、いじめ防止について取り組む。
- (オ) スクールカウンセラーや学校サポートチームとの連携を深めるとともに、保健給食主任は全校生徒が希望する教員と 2 者面談を行う教育相談週間を企画し、個々の生徒の事情に応じた教育相談活動の充実に務める。特に新 1 年生に対しては、スクールカウンセラーが早期に全員と面接を行う。
- (カ) 生徒たちの SOS を素早くキャッチして、諸課題の早期発見・早期対応に努めることを目指し、「教育ダッシュボード」を効果的に活用する。生活指導主任は全校生徒を対象に、「SOS の出し方に関する教育」を、夏季休業が始まる 7 月に実施する。

(5) 進路指導

- (ア) 進路指導を学年段階に応じて計画的に推進し、生徒が自らの能力や適性を生かして進路を主体的に考えられるよう、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力の育成など、キャリア教育の充実に努める。
- (イ) 生徒一人一人の個性・能力を生かす指導体制を確立するとともに、生徒の進路希望に基づいて適切な助言・援助ができ、生徒の課題解決を支援できるよう、適切な情報収集を行う。

(ウ)第1学年においては、学び続ける意欲をもち、自立的に自分の未来を切り拓いていくためのキャリア教育における取組について、地域等の外部の資源を含めて活用しながら、連続3日間程度の職場体験学習及び効果的な事前事後指導を実施する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	16	21	20	15	1	20	19	20	18	18	18	16	202
2	17	21	21	14	1	20	19	20	18	18	18	16	203
3	17	21	20	15	1	20	19	20	18	18	18	13	200
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・5月2日が開校記念日のため、5月の授業日数は1日減となる。 ・第1学年は、4月7日が入学式のため、年間授業日数が1日減となる。 ・第3学年は、3月18日が卒業式のため、年間授業日数は4日減となる。 ・授業公開等を土曜日に実施するため、4・5・7・9・1月の授業日数は1日増となる。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

教科等		学年		
		1	2	3
各 教 科	国語	126	126	95
	社会	95	95	126
	数学	126	95	126
	理科	95	126	126
	音楽	41	35	35
	美術	41	35	35
	保健体育	95	95	95
	技術・家庭	70	70	35
	外国語(英語)	126	126	126
	小計	815	803	799
特別の教科 道徳		35	35	35
総合的な学習の時間		130	142	146
特別活動(学級活動)		35	35	35
教科等を行う時数の総計		1015	1015	1015

※各教科・領域の年間指導計画と照合させ、次年度の計画時数の実数を記載する。

ア 1 単位時間

授業の1単位時間は50分とする。

イ 総合的な学習の時間

※シブヤ未来科の年間指導計画を参照。

ウ 特別活動

生徒総会を年に1回、10月15日に実施する

エ TLD

年間11回実施する。

内容については、新たな授業モデルの研究とする。上原中と広尾中と松濤中の3校合同の研究となり、TLDの時間を利用して進捗状況を確認し、3校を行き来しながら進める。令和7年2月に発表を行う。

オ その他

- ・毎週水曜日の6校時を生徒会活動・委員会活動や生徒の主体的な活動を基礎にした美化活動、ボランティア活動等を実施する。また、行事の準備や学級の課題解決のための時間として活用する。
- ・委員会活動を毎月1回実施する。
- ・毎朝8時20分～8時30分までの10分間（月曜日から金曜日までの合計50分間）を、朝読書の時間として取り組む。